

浜松市職員中央安全衛生委員会設置要綱

(設置)

第1条 職員の安全及び衛生に関する重要事項について調査、研究し、全庁的な安全衛生管理の円滑な推進を図るため、浜松市職員中央安全衛生委員会(以下「中央委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 中央委員会は、次の事項について調査、研究をするとともに、各安全衛生委員会及び衛生委員会の連絡調整を行うほか、必要に応じ当該委員会に対し意見を述べるものとする。

- (1) 職員の健康の保持増進に関すること。
- (2) 職員の職場における危険又は健康障害の防止に関すること。
- (3) 公務災害上の原因及び再発防止対策に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の安全及び衛生管理上必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 中央委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、本庁の総括安全衛生管理者をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる安全衛生委員会又は衛生委員会(以下「個別委員会」という。)からそれぞれ2人を推薦するものとする。

なお、委員のうち半数は、職員団体等の推薦があった者とする。

4 中央委員会は、総括産業医を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、委員が個別委員会の職をはなれたときは、中央委員会の委員の職を解任されたものとする。

(委員長)

第5条 委員長は、中央委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、年間1回開催する。ただし、委員長が必要があると認めるときは、臨時に開くことができる。

3 中央委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 中央委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

(庶務)

第7条 中央委員会の庶務は、総務部職員厚生課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、中央委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

- 1 この要綱は、平成17年3月29日から施行する。
- 2 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

浜松市職員衛生委員会
浜松市東区役所職員衛生委員会
浜松市西区役所職員衛生委員会
浜松市南区役所職員衛生委員会
浜松市北区役所職員衛生委員会
浜松市浜北区役所職員衛生委員会
浜松市天竜区役所職員衛生委員会
浜松市児童相談所等職員衛生委員会
浜松市保健所職員衛生委員会
浜松市国民健康保険佐久間病院職員衛生委員会
浜松市元目分庁舎職員衛生委員会
浜松市鴨江分庁舎職員衛生委員会
浜松市南清掃事業所職員安全衛生委員会
浜松市南土木整備事務所職員衛生委員会
浜松市東・浜北土木整備事務所職員衛生委員会
浜松市消防局衛生委員会
浜松市東消防署衛生委員会
浜松市西消防署衛生委員会
浜松市南消防署衛生委員会
浜松市北消防署衛生委員会
浜松市浜北消防署衛生委員会
浜松市天竜消防署衛生委員会
浜松市上下水道部職員安全衛生委員会
浜松市教育委員会事務局職員衛生委員会
浜松市立高等学校職員衛生委員会
浜松市教育委員会学校給食場職員安全衛生委員会
浜松市立蒲小学校職員衛生委員会
浜松市立内野小学校職員衛生委員会
浜松市立和地小学校職員衛生委員会
浜松市立湖東中学校職員衛生委員会
浜松市立与進小学校職員衛生委員会

